

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 政策推進部・農業委員会事務局
- (2) 監査実施期間 平成20年9月12日～平成20年11月17日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及び、その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を行った。
- (4) 監査方法 平成20年度、平成20年4月1日から平成20年9月末日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料を基に監査の着眼点を定め、これにより監査を行い、また質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成20年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の着眼点及び監査項目

【企画課】

(歳入)

監査項目 関西国際空港利用促進・PR事業支援金交付金

着眼点 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 内部情報系システムで流用する機器保守点検業務委託料

着眼点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。
委託内容の履行は適正に行われているか。
委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

【財政課】

(歳入)

監査項目 児童手当特例交付金

着眼点 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 地方公営企業等金融機構出資金

着眼点 公営性のない事業又は団体に出資していないか。
出資の効果は確認されているか。

【税務課】

(歳出)

監査項目 法人市民税還付金及び加算金

着眼点 還付金の積算は適正に行われているか。
還付金の支出は適正に行われているか。また、税滞納者に対する充当処理は適正に行われているか。

【秘書課】

(歳出)

監査項目 無料法律相談業務委託料

着眼点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。
委託内容の履行は適正に行われているか。
委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

【管財課】

(歳出)

監査項目 市有地測量業務委託料

着眼点 委託の内容は適切か。また委託の相手方及び選定方法は適切か。
委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
委託料の支出は適正に行われているか。

【経済課】

(歳出)

監査項目 大阪府清港会負担金

着眼点 負担金の算出は合理的な基準により行われているか。
負担金の効果は確認されているか。

【農業委員会事務局】

(歳出)

監査項目 委員報酬

着眼点 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
報酬の支出は適正に行われているか。また、支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【企画課】

(歳入)

監査項目 関西国際空港利用促進・PR事業支援金交付金

予算現額	調定額	収入済額(9月末現在)
0 円	3,250,000 円	0 円

予算については、事業の進捗状況により補正をしていく予定である。

着 眼 点 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

調定の時期及び手続きは適正か。

本交付金は、関西国際空港(株)との共存共栄を目的として、「泉州市・町関西国際空港対策協議会」に参加する市町が実施する、関空の利用促進・PRにつながるソフト事業に係る事業費の一部を支援する関西国際空港(株)からの交付金であり、今年度よりの事業となる。

この交付対象事業としては、広域イベント事業、関空利用促進事業、国際・国内交流事業、広報事業の4つの対象事業があり、今回国際・国内交流事業及び広報事業の2つの対象事業を交付申請している。支援金の交付については、支援対象事業の終了した日から30日以内に事業実績報告及び支援金交付請求書提出となるため、支援金交付については、事業終了後となる。

本支援対象事業の支援金交付申請及び調定について監査したところ、支援要綱に基づいた交付申請手続及び収入調定は適正になされていた。

支援金交付申請日 平成20年5月16日

支援金交付決定通知日 平成20年6月24日

支援事業終了予定日 平成21年3月31日

支援対象事業	事業内容	支援額(支援率)
国際・国内交流事業	域外交流事業(受入)	全体事業の50%上限 400,000円
広 報 事 業	広 報 紙 事 業	15万円/12月 1,800,000円
	広報紙事業(拡大掲載)	15万円/3回 450,000円
	ホームページ運営事業	5万円/12月 600,000円
支 援 金 計		3,250,000円

支援事業内容

域外交流事業(受入)

1. 高石市・ロミタ市姉妹都市国際交流事業

2. 泉州国際市民マラソン選手受入事業

広報紙事業

市広報紙発行（年12回 関空集客記事掲載）
 広報紙事業(拡大掲載)
 市広報紙発行（年3回 関空が実施する大型イベント記事掲載）
 ホームページ運営事業
 市ホームページに関空応援・サポートメッセージを付加した「関西国際
 空港」バナーを設け、関空ホームページへのリンクを設定（年12回）

（歳出）

監査項目 内部情報系システムで流用する機器保守点検業務委託料

予算現額	支出済額（9月末現在）
5,538,000 円	2,279,025 円

着眼点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。
 委託内容の履行は適正に行われているか。
 委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

本業務は、従来財務会計システム、L G W A N 接続機器という別システムの保守点検業務委託を契約していたが、平成20年3月より新財務システム等（内部情報系システム）に移行したことに伴い、同一システム上での稼動となったため、経費節減、事務の簡素化をはかるため、一括での業務委託となった。

委託業者については、旧の庁内ネットワークに接続されている財務会計システムや文書管理システム等を構築し、L G W A N との連携が必要不可欠であり、ソフトウェア及びハードウェア等の内容等に熟知しており、従前より両機器の保守点検業務を委託していた下記業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積書徴取のうえ随意契約を締結している。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、契約手続き及び経費の支出手続きは適正に処理されていた。

契約業者名 株式会社南大阪電子計算センター
 契約年月日 平成20年4月1日
 契約履行日 平成20年4月1日から平成21年3月31日
 契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
 契約金額 5,469,660円（毎月均等払い）

点検月	請求月日	命令書起票日	支払日	支払額
4月	5月14日	5月15日	6月3日	455,805円
5月	6月1日	6月3日	6月23日	455,805円
6月	7月1日	7月1日	7月23日	455,805円
7月	8月15日	8月18日	9月3日	455,805円
8月	9月1日	9月1日	9月22日	455,805円

業務検査終了後、支払請求書受領日後30日以内の支払

【秘書課】

(歳出)

監査項目 無料法律相談業務委託料

予算現額	支出済額(9月末現在)
1,560,000円	1,560,000円

着眼点 契約の相手方の選定は適正か、また契約手続きは適正か。
委託内容の履行は適正に行われているか。
委託料の支出は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。

本業務は、月4回毎週木曜日に、電話予約により決定した8人を限度とする相談者に対して、下記弁護士会から派遣された弁護士1名による無料法律相談を行うものであり、年間48回実施されている。実施時間は、午後1時から4時までの3時間であり、相談者一人につき約20分程度の相談時間となる。

契約については、大阪府市長会と大阪弁護士会との申し合わせにより、同業務については、税込31,500円+交通費(本市は1,000円)の府下統一料金となっているため、見積書徴取及び予定価格調書作成を必要ないものとして省略し、委託料の支払いについては、地方自治法施行令第163条第1項第3号の「前金で支払いをしなければ契約しがたい請負」との理由により全額前払いとし、下記弁護士会と随意契約している。

本委託料に関して、決裁行為書、契約書、請求書及び支出命令書等関係書類を監査した結果、契約手続き及び経費の支出手続きは適正に処理されていた。

契約先 大阪弁護士会
履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
契約金額 年額 1,560,000円
支払日 支払請求書を受理した日から1ヶ月以内に支払(全額前払い)
平成20年6月26日請求、平成20年7月23日支払。

主な相談内容は、遺産・相続、不動産、離婚関係であり、この3つだけで相談内容のほぼ6割を占めている。相談の実績について、平成19年度及び平成20年4月～9月の月別相談件数は次表のとおりである。

無料法律相談件数一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
19年度	31	27	20	28	24	25	32	22	23	29	22	21	304
20年度	31	29	27	29	22	27	-	-	-	-	-	-	165

【財政課】

(歳入)

監査項目 児童手当特例交付金

予算額	調定額	収入済額(9月末現在)
30,000,000 円	30,201,000 円	30,201,000 円

着眼点 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。

児童手当特例交付金(地方特例交付金)は、国の児童手当制度の拡充(支給対象年齢の引き上げ、所得要件の緩和)に伴う地方負担の増加に対応するため、平成18年度から実施された。

調定額の算定方法は次のとおりである。

- a) 児童手当支給対象児童・・・1,223人
- b) 小学4年から小学校終了前までの特例給付支給対象児童・・・1,397人
(人数は平成20年2月末時点の本市から厚生労働省への報告数値)
- a) $1,223 \text{人(本市)} \div 2,419,121 \text{人(全国)} \times 27,189,250 \text{千円(国の予算)}$
= 13,746 千円
- b) $1,397 \text{人(本市)} \div 2,712,908 \text{人(全国)} \times 31,955,250 \text{千円(国の予算)}$
= 16,455 千円

合計 13,746 千円 + 16,455 千円 = 30,201 千円となっている。

調定の時期及び手続きは以下のとおりで、調定額、調定期及び収納手続きは適正に処理されていた。

- ・ 4月7日 概算交付通知 4月7日調定
概算交付額 8,311,000 円(4月9日収入)
- ・ 5月1日 追加交付通知 5月1日調定
追加交付額 7,071,000 円(5月2日収入)
- ・ 7月22日 「平成20年度普通交付税・地方特例交付金等及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」を提出
- ・ 8月21日 交付決定通知 8月29日調定
交付決定額 30,201,000 円
- ・ 9月3日 交付通知 交付額 14,819,000 円(9月4日収入)

(歳出)

監査項目 地方公営企業等金融機構出資金

予算現額	支出済額(9月末現在)
4,100,000 円	4,100,000 円

着眼点 公共性のない事業又は団体に出資していないか。
出資の効果は確認されているか。

地方公営企業等金融機構は、地方分権の理念に沿って昨年5月に地方公営企業等金融機構法が成立し、公営企業金融公庫に代わって地方公共団体の公営企業に係る地方債について、長期かつ低利の資金融通等を行うため、地方公共団体が共同して設置することとなった。

設立に伴う出資金額は、旧公営企業金融公庫の資本金額166億円とし、

都道府県 64億円、

市 91億円（一般市64億円、指定都市27億円）

町村 11億円、

で、旧公営企業金融公庫貸付残高及び標準財政規模により算出された。

当該金融機構の設置により、

- ・有利な条件での資金調達、
- ・必要な長期で低利の資金の調達、
- ・市場資金調達のサポートなどが可能になると考えられる。

なお、当該機構の設立に伴い、旧公営企業金融公庫は廃止された。

本市出資金額の計算方法は、以下のとおりである。

公営企業金融公庫残高按分によるもの。

$7,336,429,432 \text{ 円 (本市残高)} \div 11,612,228,866,315 \text{ 円 (公庫貸出残高)} \times 32 \text{ 億円} = 2,021,711 \text{ 円}$

標準財政規模按分によるもの

$12,257,274,000 \text{ 円 (本市)} \div 18,908,284,098,000 \text{ 円 (全国)} \times 32 \text{ 億円} = 2,074,396 \text{ 円}$

$2,021,711 + 2,074,000 \text{ 円} = 4,096,107 \text{ 円}$ （負担額は1万の位を四捨五入）

上記により算定された出資金4,100,000円は、平成20年7月25日に支出されており、この出資に伴う決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、支出手続きは適正に処理されていた。

【管財課】

（歳出）

監査項目 市有地測量業務委託料

予算現額	支出済額(9月末現在)
3,770,000円	1,470,000円

着眼点 委託の内容は適切か。また委託の相手方及び選定方法は適切か。
委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
委託料の支出は適正に行われているか。

本業務は、第4次財政健全化計画案により売却の対象となっている普通財産のはざま池（堺市西区原田428番）について、用地測量及び用地境界確定をする必要があるため、地方自治法施行令第167条第2号及び高石市契約規則第30

条の規定に基づき3社による指名競争入札を行い、最低金額で応札した下記業者と契約している。

委託料の積算根拠については、管財課において測量業務設計書を作成し、設計金額を積算している。

成果品として、用地測量等の図面、作業写真及び公共用地明示申請書等が提出されているが、境界明示図面については1名の地権者が境界確定の立会に同意されなかったため、提出には至っていない。そのため、境界確定の立会同意が得られた後に境界明示図面作成業務等を引続き行う旨の確認書が、業務の竣工届と共に7月31日付で提出され、これにより業務完了として9月1日付で請求書を受領し、9月18日に支払いしている。

この業務委託料について決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、契約手続き及び経費の支出手続きは適正に処理されていた。

契約業者名	アジア航測株式会社 大阪支店
契約履行日	平成20年4月28日～平成20年7月31日
契約保証金	高石市契約規則第46条第3号により免除
契約金額	1,470,000円
支払方法	請求書受領後30日以内

【税務課】

(歳出)

監査項目 法人市民税還付金及び加算金

予算額	支出済額	法人市民税還付額	充当額
162,338,000円	79,427,100円	76,162,300円	3,264,800円

予算額は市税の市税還付総額である。

着眼点 還付金の積算は適正に行われているか。

還付金の支出は適正に行われているか。また、税滞納者に対する充当処理は適正に行われているか。

法人市民税は、市内に事務所又は事業所を有する法人等に課税されるものである。その法人が、確定申告をすることによって発生した過誤納金の還付等の手続きについて、監査を行った。なお、この予算は、(款)総務費・(項)徴税費・(目)賦課徴収費・(細目)市税還付金・(節)償還金利子及び割引料より支出されている。

本手続きの根拠は、過誤納金の還付については地方税法第17条、還付加算金については同法第17条の4、過誤納金の充当については同法第17条の2にそれぞれ規定されており、平成20年4月分から9月分までの法人市民税申告書・法人市民税還付明細書・支出関係書類等を基に監査した結果、積算・支出手続き等適正に処理されていた。

単位：円

月	件数	還付額	加算金額	還付金総計額	充当額
4	4	41,600	37,700	79,300	0
5	3	35,300	4,400	39,700	0
6	26	31,435,900	720,000	32,155,900	438,500
7	19	40,432,000	1,073,000	41,505,000	2,008,000
8	5	908,700	25,900	934,600	410,500
9	12	1,406,000	41,800	1,447,800	407,800
計	69	74,259,500	1,902,800	76,162,300	3,264,800

件数については、還付手続きの処理をおこなった法人の数。

【経済課】

(歳出)

監査項目 大阪府清港会負担金

予算現額	支出済額(9月末現在)
950,000 円	950,000 円

着眼点 負担金の効果は確認されているか。

負担金の算出は合理的な基準により適正に行われているか。

大阪府清港会は、堺泉北港の海洋汚染防止を目的に昭和47年に社団法人として設立された。事業運営資金は、会員(関係企業)からの会費、大阪府からの業務委託費および地元3市(堺市・高石市・泉大津市)からの負担金によって賄われている。また、使用している土地その他の施設はすべて大阪府から無償で借用している。

当会業務の主なものは海面清掃業務と流出油対策施設の点検整備の2つの業務で、海面清掃業務においては大阪府から運営委託された清掃船「しらさぎ」により、堺泉北港及びその付近の水面に漂流している浮遊物(塵芥、汚物)の回収を行っている。この業務の平成19年度における実績は下表のとおりである。

平成19年度泊地別塵芥回収実績

(回収量単位：m³)

	北泊地	西泊地	南泊地	浜寺泊地	大津泊地	大津南泊地	計
出動回数	137	34	83	28	16	28	326
回収量	1,333	101	48	4	42	81	1,609

流出油対策施設の点検整備業務では、海上への油流出を未然に防止するため、港湾管理者が設置した17カ所のオイルフェンス(フェンス延長8,580m)について毎月1回点検整備を行うとともに、特に5カ所のオイルフェンスについては展張による点検を実施している。

次に、平成20年度収支予算書を見ると収入は87,356千円で、その主な

ものは一般会費収入（16,880 千円）、関係市負担金収入（7,400 千円）、大阪府委託金収入（62,853 千円）となっている。

本市が負担している関係市負担金は、大阪府清港会会費分担に関する規程により人口比、泊地面積比で算出されており、堺市が5,500千円（74.32%）、高石市、泉大津市がそれぞれ950千円（12.84%）で予算全体の約1パーセントとなっている。

なお、本市負担金の950,000円は前年度と同額で、平成20年6月2日に請求があり、平成20年6月13日に支出されている。この負担金の支出に伴う決裁行為等は適正に処理されていた。

【農業委員会事務局】

（歳出）

監査項目 委員報酬

	予算現額	支出済額（9月末現在）
会長	408,000 円	205,548 円
委員	5,376,000 円	2,518,190 円

着眼点 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

報酬の支給は適正に行われているか。また、支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。

農業委員会は、「農業委員に関する法律」に基づき市町村単位で設置が義務付けられており、委員は主に農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役割を担っている。

本市の農業委員会は会長1人、委員14人で構成されており、委員報酬は「高石市報酬及び費用弁償条例」に基づき支給されている。報酬月額は会長34,000円、委員28,000円で、毎月1日に支出負担行為を起し、20日に支給されている。（本年7月に改選されたことにより、7月の報酬は委員5人分と会長分が月割計算により加算されている。）また、源泉徴収すべき税金の控除は「給与所得の源泉徴収税額表」に基づき支払報酬から源泉徴収されており、支給手続き及び源泉徴収については、決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

報酬の支出済額は下記のとおりである。

・会長

34,000円 × 1人 × 6か月 + 1,548円（新会長の7月日割り計算分の差額）
= 205,548円

・委員

28,000円 × 15人 × 4か月 + 28,000円 × 14人 × 2か月 + 54,190円（新たに選任された委員5人分の7月日割り計算分）
= 2,518,190円

3 . 監査委員の質問事項

【企画課】

第四次財政健全化計画の初年度における実施状況（本年中の予定も含め）について
パソコン普及率、およびパソコンの利用状況について

【財政課】

今年度上期の財政の全般状況について

【税務課】

法人市民税の予算現額と調定済額の差について
今年度の本市の税収全般の状況および税収予測額について

【秘書課】

無料法律相談について
ホームページの今後の拡充展開について
「声の広報」製作業務委託料について
東コミュニティーセンター（とろしプラザ）の業務状況について
コミュニティーセンター（テージドーム）の業務状況について

【管財課】

今年度の財産売払の物件および概要について

【経済課】

光明池土地改良区特別負担金について
中小企業事業資金利子補給金制度の概要と補給金の計算方法について
農業委員会の役割・事務内容について